



報道各位

消防局長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分の内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 処分の程度 | 停職3箇月 |
| (2) 処分年月日 | 令和3年10月21日 |
| (3) 被処分者 | 新潟市消防局 吏員 40歳代 |
| (4) 処分対象の概要 | 面識のある女性に対し、SNSを通じてメッセージを複数回送信したほか、当該女性宅のインターフォンを鳴らすストーカー行為等を行ったもの。 |

2 処分に関する消防局長コメント

本日付けで、職員1名を懲戒処分としました。

当該職員の行為は、市民の安心安全を守る消防職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であります。

今後、綱紀粛正を徹底し、職員一同、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

※本件に対する問い合わせについては、令和3年10月21日午後7時30分までにお願いします。

【問い合わせ先】

新潟市消防局 企画人事課
電話 025-288-3210 (直通)
担当 高野